

(業務)

共 同 企 業 体 協 定 書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(1) 旭川市発注に係る下記業務（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「業務」という。）の委託

業務名 _____

(2) 前号に付帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、_____共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 企業体は、事務所を_____に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 企業体は、令和____年____月____日に成立し、業務の委託契約の履行後3か月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 業務を請け負うことができなかったときは、企業体は、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所

商号又は名称 _____

住 所

商号又は名称 _____

住 所

商号又は名称 _____

住 所

商号又は名称 _____

住 所

商号又は名称 _____

(代表者の名称)

第6条 企業体は、_____を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 企業体の代表者は、業務の履行に関し、企業体を代表しその権限を行うことを名義上明らかにした上で、監督官公庁と折衝する権限並びに運営委員会の決定に従い、委託契

約に基づく行為を行う権限及び企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 構成員の出資の割合は、次のとおりとし、業務の契約内容の変更、委託料の増減があっても、この比率は変えないものとする。

会社名	_____	_____%
会社名	_____	_____%
会社名	_____	_____%
会社名	_____	_____%
会社名	_____	_____%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくの上、運営委員会がその価格を評価する。

(運営委員会)

第9条 企業体は構成員全員をもって、代表者を委員長とする運営委員会を設置し組織及び編成並びに業務の履行の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、業務の完了に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、業務の委託契約の履行及び下請契約その他の委託業務の実施に伴い企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 企業体の取引金融機関は、_____とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 企業体は、業務完了のとき、業務について決算（残余財産の処分を含む。以下同じ。）をするものとする。

2 業務を受注するために要した経費を、構成員全員の同意により業務の決算に繰り入れることができる。

(損益の分担)

第13条 前条第1項の規定による決算の結果、利益又は欠損を生じた場合、構成員は第8条の出資の割合によって、利益の配当を受け、又は欠損を負担する。

(権利義務の譲渡の制限)

第14条 構成員は、この協定書に基づく権利義務を第三者に承継させてはならない。

(脱退)

第15条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、企業体が業務を完了する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、

残存構成員が共同連帯して業務を完了する。

- 3 第1項の規定により構成員が脱退したときにおける残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が有していた出資の割合を残存構成員が有している出資の割合によって分割し、これを第8条の規定による割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第15条の2 企業体は、構成員のうちいずれかが、業務途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

- 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、第15条第2項から第5項までを準用するものとする。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第16条 構成員のうち、いずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、第15条第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

(代表者の変更)

第16条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第17条 企業体解散後、企業体の履行した業務において、引き渡された成果品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであったときは、構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第18条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

_____ほか_____社は、上記のとおり
_____共同企業体協定を締結したので、
その証拠としてこの協定書____通を作成し、各構成員が記名押印し、各自が所持するものとする。

令和 年 月 日

_____共同企業体

代表者 住 所
 商号又は名称
代表者氏名 _____ (印)

住 所
 商号又は名称
代表者氏名 _____ (印)

住 所
 商号又は名称
代表者氏名 _____ (印)

住 所
 商号又は名称
代表者氏名 _____ (印)

住 所
 商号又は名称
代表者氏名 _____ (印)